

# ひとり親家庭支援事業

申請には、必ず事前相談が必要です。まずはお問い合わせください。(いずれも過去に給付金の支給を受けたことがある人は対象外)審査の結果、支給できない場合もあります。  
問合せ＝子育て支援課 相談・見守り係(内線526)

## 1 自立支援教育訓練給付金事業

就職するために有利な教育訓練を受講する場合、受講料の一部を支給します。

**対象**＝本市に住民票がある、20歳未満の児童を養育するひとり親家庭の親で、次の全ての条件を満たす人

- ①自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定を受けている
- ②当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる

**対象講座**＝雇用保険制度の一般または特定一般教育訓練給付の指定講座、専門実践教育訓練給付の指定講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る。)

**支給額**＝受講者が支払った対象講座の入学料、受講料の6割相当額(上限20万円、下限1万2千円)

※専門実践教育訓練給付の指定講座を受講する人は、受講料の6割相当額(修学年数×40万円)。修了後1年以内に資格取得等し、就職した場合、受講費用の25%(上限年間20万円)を追加支給。

※ただし、雇用保険法に規定する教育訓練給付金の受給資格のある人は、その受給額を差し引いた額。

## 2 高等職業訓練促進給付金等事業

対象資格の取得を目指して修業する場合、受講期間の一定期間について生活費として「訓練促進給付金」を支給します。また、養成機関の修了後に「修了支援給付金」を支給します。

**対象**＝本市に住民票がある、20歳未満の児童を養育するひとり親家庭の親で、次の全ての条件を満たす人

- ①児童扶養手当の支給を受けているかまたは同等の所得水準にあること
- ②養成期間において6月以上のカリキュラムを就業し、資格取得が見込まれること

**対象資格**＝看護師・准看護師・保育士・介護福祉士・作業療法士・理学療法士・歯科衛生士・理容師・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師・管理栄養士・栄養士等

**支給額・支給期間**＝

【訓練促進給付金】市民税非課税世帯：月額10万円、市民税課税世帯：月額7万500円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12カ月間は、市民税非課税世帯：月額14万円、市民税課税世帯：月額11万500円)

支給期間は修業期間の全期間(資格取得に4年以上の課程履修が必要となる場合は上限4年。)

【修了支援給付金】養成機関修了後 市民税非課税世帯：5万円、市民税課税世帯：2万5千円

※入学前に相談が必要です。

## 3 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していない(高校中退を含む)ひとり親家庭の親および児童が、よりよい条件での就業や転職につながるために、高卒認定試験合格のための講座を受ける人に支給します。

**対象**＝本市に住民票がある、20歳未満の児童を養育するひとり親家庭の親、その子どもで、次の全ての条件を満たす人

- ①自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定を受けていること
- ②高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること

**対象講座**＝高卒認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む)

**支給額**＝合計額は最大、受講費用の6割【通信制】上限15万円【通学または通学と通信制併用】30万円

### 児童扶養手当の 現況届はお済みですか

7月末時点で、ひとり親家庭向けの手当である児童扶養手当を受けており、まだ現況届を提出していない人は至急提出してください。

この届を提出しないと、11月分以降の手当を受けることができなくなりますので、必ず提出してください。

※児童手当の現況届とは別のものになりますのでご注意ください。

問合せ＝子育て支援課 給付係(内線522)

### 特別児童扶養手当の所得 状況届の提出はお済みですか

7月末現在、手当を受けている人で、まだ所得状況届を提出していない人は、至急提出してください。この届を提出しないと、8月分以降の手当を引き続き、受給することができなくなりますので、必ず提出してください。

問合せ＝子育て支援課(内線522)

### ストマ用装具購入補助の 定期申請

身体障害者手帳をお持ちでストマ用装具を利用している人は、10月から来年3月の購入補助を受ける場合、9月中の申請が必要です。

窓口・問合せ＝身体障害者手帳と印鑑を持って障害福祉課(内線535・538)へ